

多文化防災リーダー育成・活動支援業務委託仕様書

1. 趣旨・概要

地域における外国人との共生を推進していくためには、市民と在住外国人との交流機会を増やし、相互理解を促進し、関係構築を進めていくことが重要であるものの、地域における既存の公助・共助の仕組みは、外国人当事者の視点がまだまだ不足しており、地震や風水害等の大規模災害発生時の対応に懸念が残る。

また、近年増加が著しい留学生においては、国籍の多様化が進み、地域の外国人コミュニティとのつながりが希薄であったり、コミュニティそのものが形成されていなかったりする。さらに数年で居住地が変わる傾向にあることから、大規模災害発生時に、地域において自助・共助ができるのか不透明である。

そこで、大学等と連携しながら、主に留学生を中心とした在住外国人等を、地域団体や外国人コミュニティ等での防災啓発や、災害発生時に地域住民のサポートを担うことができる多文化防災人材として育成する。併せて、育成した人材自らが多文化防災チームを編成し、チーム内でその知識やノウハウを継承し、主体的かつ持続的に活動していくことを目標に、その素地を築くための伴走支援を行い、在住外国人も巻き込んだ地域の共助を促進する。

2. 業務内容

(1) 広報および希望者の募集

受託者は、外国人コミュニティや市内大学等の協力を得ながら、本事業の広報・周知を行うとともに、委託者から多文化防災リーダーの認定を受け、活動することを希望する在住外国人等からの申し込みを受け付ける。申し込み受付期間については、委託者と協議し、決定する。

なお、本事業における対象者は下記のとおり。

<対象者>

15 歳以上で、受託者の提供する既定の育成プログラムを修了した、主体的かつ一定期間継続的に活動可能な、日本語能力 N3 相当以上の在住外国人等

<目標>

15 名程度

(2) 多文化防災リーダー育成プログラムの設計・実施

受託者は、対象者が多文化防災リーダーとして必要なスキルを習得できる育成プログラムを設計し、実施すること。

プログラムの設計にあたっての必須要件は下記のとおり。

・講義形式の学習だけでなく、体験形式の学習を取り入れること。

- ・地域住民と接する機会（意見交換・ヒアリングや地域の防災訓練の見学等）を設けること。
 - ・対象者が自ら多文化防災チームを編成し、チーム内でその知識やノウハウを継承しながら主体的かつ持続的に活動していくことへの意識づけを行うこと。
- ※プログラム実施期間については契約期間内の実施である限り、定めは設けない。

（３）多文化防災リーダーの名簿作成・提出

（１）に記載の対象者としての要件を満たし、かつ（２）の育成プログラムを修了した者の名簿を作成し、委託者に提出すること。委託者は、名簿に記載されている者を多文化防災リーダーとして認定する。提出の方法は、契約後に委託者が指定する。認定期間は、委託者が別途定める。

（４）多文化防災リーダーの活動の企画・実施にかかる支援

受託者は、多文化防災リーダーが、（２）のプログラムで学んだ内容を活かした活動（契約期間中に３回程度実施。）を自ら企画・実施する際、その具体化に向けて、伴走支援を行う。活動に要する経費（会場使用料、チラシ・ポスターの印刷経費、資機材のリース料など）は、多文化防災リーダーが将来的に自走し、活動していくにあたって、補助金制度を活用するなど活動資金を自ら獲得する力を身に付けるためのシミュレーションを行わせる上で、受託者が負担する。

また、受託者は、多文化防災リーダーが事業趣旨に沿って効果的に活動を行えるよう、随時多文化防災リーダーに対する防災関連情報の提供を行うとともに、委託者と連携し、地域団体、外国人支援団体、NPO、学校等に対し、自ら足を運び、ヒアリング等を行った上で、ニーズを拾い上げ、具体的な活動につなげていくための適切な支援を行う。

支援を行う際には、多文化防災リーダーと各団体・機関とのつながりが単発のイベント等を通じた一過性のものにならないようにし、継続的な関係を築いていくことに留意する。

なお、本契約終了時までには、育成した人材自らが多文化防災チームを編成し、主体的かつ持続的に活動していると認められるチームが２つできることを目標とする。

（５）その他本事業に関連する業務

３．業務スケジュール（予定）

契約締結後～７月：育成プログラムの設計および登録希望者募集

８月～：育成プログラムの実施

１０月～：多文化防災リーダーの活動開始

4. 業務実施にあたっての補足事項

- ・本事業の実施にあたっては、委託者および関係機関との連携を図ること。
- ・本事業の実施にあたって疑義が生じた事項等については、随時委託者と協議のうえに対応すること。
- ・受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。その他、個人情報等の保護については、委託契約約款第 29 条を順守すること。

5. 業務報告

- ・毎月、事業の進捗状況（育成プログラムの実施状況、多文化防災リーダーの活動状況等）について、月例報告書を作成し、翌月 10 日までに委託者まで E メールで提出すること。様式不問。

6. 契約期間

契約締結の日から 2026 年 3 月 31 日まで

7. 委託料の支払い

委託業務完了後、受託者からの業務報告書をもって、検査を行い、検査終了後、受託者からの請求に基づき支払うこととする。

※ただし、業務遂行上、必要であると委託者が認める場合は、分割払いや前金払いをすることができる。

8. その他

（1）留意事項

- ①業務実施にあたってはプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報を紛失、または業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。業務遂行にあたっては、委託者の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

- ②業務の遂行にあたっては、公の事業であることを認識し、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。
- ③本業務の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については委託者に帰属する。
- ④事故発生時は、速やかに委託者へ報告すること。

⑤契約後、速やかに業務責任者通知書（別添）を提出すること。また、納品書提出時に情報セキュリティ対策の実施状況報告書（別添）をあわせて提出すること。

⑥可能な限り電子契約での締結とする。電子契約で締結する場合は、速やかに電子契約システム利用確認書（別添）を提出すること。

https://www.city.kobe.lg.jp/a08691/20220520_econtract.html

（２）記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については委託者と受託者とが協議して定めるものとする。